

～航空局からのお知らせ～

★特別管制空域を有視界飛行にて飛行する際の注意点について

有視界飛行方式（VFR）にて飛行する航空機（VFR機）が特別管制空域を飛行するためには、計器飛行方式にて飛行する航空機との安全を確保するため、航空法第94条の2ただし書きの許可が必要となります。

首都圏空港機能強化の一環として羽田空港の飛行経路を見直し、南風時における新たな飛行経路の運用開始に伴い、「航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示」にて「東京第二特別管制区」が指定されました。

東京第二特別管制区における航空法第94条の2の規制は、毎日15:00～19:00の間に適用されます。

当該空域をVFRにより飛行する必要がある場合には、当該空域の入域前に必ず管制機関と通信設定し、通過の許可を得た上で飛行をお願いします。なお、昨今、飛行高度を誤認し管制機関に通信設定せず飛行するVFR機が確認されておりますので当該空域周辺を飛行される際は、東京TCA 124.75MHzに通信設定し飛行して頂きますようお願いいたします。

東京第二特別管制区に関する情報は以下のとおりです。

- AIP RJTT AD2.17 ATS AIRSPACE
- 航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示（令和二年三月十九日国土交通省告示第三百八十九号）
- 航空交通管制業務に関する告示（令和二年三月十九日国土交通省告示第三百九十号）

本件についてご不明な点等ございましたら、東京空港事務所航空管制官事務室（03-5757-3012）までお問い合わせ下さい。

国土交通省 航空局 安全部運航安全課
MAIL : hgt-kogataki@mlit.go.jp
TEL : 03-5253-8111（内線 50135、50136）
小型機安全担当